| 県 | 額 |
|---|---|
| 青森県 | 八〇億円 |
| 岩手県 | 四二〇億円 |
| 宮城県 | 六六〇億円 |
| 福島県 | 五七〇億円 |
| 茨城県 | 一四〇億円 |
| 栃木県 | 四〇億円 |
| 千葉県 | 三〇億円 |
| 新潟県 | 一〇億円 |
| 長野県 | 一〇億円 |

二　東日本大震災のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額から地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第百三十号。以下「第二回特例省令」という。）第一条第一号イの規定によつて算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第三十七号。以下「第一回特例省令」という。）第一条第一号イ及び第二回特例省令第一条第一号ロの規定によつて算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

| 項目 | 額 |
|---|---|
| り災世帯数 | 四一、六〇〇円 |
| 農作物被害面積（ヘクタール） | 三、一〇〇円<br>（ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては、五、二〇〇円） |
| 死者及び行方不明者の数 | 八七五、〇〇〇円 |
| 障害者の数 | 四三七、五〇〇円 |

四　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定県について、平成二十三年十月三十一日までに当該受入れに要した経費として総務大臣が調査した額から第二回特例省令第一条第一号ハの規定によつて算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（非常勤職員を除く。）を採用した特定県について、平成二十三年十月三十一日までに当該職員に要した経費として総務大臣が調査した額

六　平成二十三年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から第一回特例省令第一条第一号ハ及び第二回特例省令第一条第一号ニによつて算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

七　平成二十三年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

八　平成二十三年十月三十一日までに決定又は支給した東日本大震災に係る消防賞じゆつ金及び報償金の額又は消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）に基づき同日までに消防庁長官が決定又は支給した東日本大震災に係る消防賞じゆつ金及び報償金の額のうち、いずれか少ない額

九　平成二十三年十月三十一日までに決定又は支給した東日本大震災に係る警察職員に対する賞じゆつ金の額又は警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）に基づき同日までに警察庁長官が決定又は支給した東日本大震災に係る賞じゆつ金の額に二を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額

十　平成二十三年十月三十一日までに地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要した経費として総務大臣が調査した額

十一　平成二十三年十月三十一日までに、東日本大震災の影響により運行される小学校、中学校又は高等学校等の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

十二　平成二十三年十月三十一日までに執行され、又は告示された道府県の知事又は議会の議員の選挙について、東日本大震災の影響により特定県において生じた経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十三　平成二十三年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十四　平成二十三年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十五　平成二十三年十月三十一日までに原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十六　平成二十三年十月三十一日までに原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十七　平成二十三年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十八　平成二十三年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額